

入 札 公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、下記により公告する。

令和７年（２０２５年）１０月６日

下関市上下水道事業管理者
上下水道局長 伊南 一也

- 1 件名
Office LTSC Standard 2024 ９３本 ほか２件
- 2 納入場所
下関市春日町７番３２号 下関市上下水道局総務課
- 3 仕様等
別紙「仕様書」のとおり
- 4 納入期限
別紙「仕様書」のとおり
- 5 入札条件
本物品の入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
 - (2) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿で業種（大分類）の「文房具・事務機器」に登録され、地域区分が「市内」「準市内１」「準市内２」のいずれかであること。
 - (3) この公告の日から本物品の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
 - (4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

6 申請方法

下関市上下水道局物品購入に係る条件付一般競争入札実施要領に定める入札参加資格確認申請書（物品購入）（様式第1号）をファクシミリを使用して提出すること。（FAX 番号083-231-3338）

7 申請書提出期間

令和7年10月 6日（月）午前9時から

令和7年10月10日（金）午後5時まで

8 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和7年10月14日（火）までにファクシミリにより通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

9 質問の方法

ファクシミリによること。（FAX 番号083-231-3338）

質問の期限は、令和7年10月16日（木）午後5時までとする。

質問の回答は、後日速やかに入札参加者全員に回答する。

10 契約条項を示す場所及び日時

(1) 契約条項を示す場所

下関市上下水道局総務課

(2) 日時

令和7年10月 6日（月）午前9時から

令和7年10月10日（金）午後5時まで

11 入札日時等

(1) 入札日時 令和7年10月20日（月）午前10時20分

(2) 入札場所 下関市上下水道局 入札室

12 入札保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

13 契約保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、下関市上下水道局会計規程第193条の規定に該当する場合は免除とする。

14 入札書に記載する金額

落札に当たっては、入札書に記載された金額に課税部分の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額)の課税部分の110分の100に相当する金額に非課税及び不課税部分の金額を加算した金額を記載すること。

15 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市上下水道局総務課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び下関市上下水道局物品購入契約に係る入札心得等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなったときは、その者のした入札は無効とする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 初度入札において落札候補者がいない場合は、再度入札を行う。再度入札は、2回までとする。
- (8) 入札後、落札者は、契約までに入札額に係る内訳書を下関市上下水道局総務課に提出すること（様式は、別添の「内訳書」を使用すること。）。
- (9) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。